

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 市道の路線認定【建設局総務部管理課】2
- 市道の路線変更【建設局総務部管理課】5
- 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】7
- 北九州市市税条例による申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長に係る期日の指定【財政局税務部税制課】9

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【総務局行政経営部行政経営課】10

北九州市告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3291	寺内47号線	門司区寺内一丁目	門司区寺内一丁目
3404	宇佐町23号線	小倉北区宇佐町二丁目	小倉北区宇佐町二丁目
3405	黒原50号線	小倉北区黒原二丁目	小倉北区黒原二丁目
6364	上吉田118号線	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
6365	葛原本町116号線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目
6366	下城野25号線	小倉南区下城野三丁目	小倉南区下城野三丁目
6367	下城野26号線	小倉南区下城野三丁目	小倉南区下城野三丁目
6368	下貫24号線	小倉南区下貫四丁目	小倉南区下貫四丁目
6369	下貫25号線	小倉南区下貫四丁目	小倉南区下貫四丁目
6370	徳吉西22号線	小倉南区徳吉西二丁目	小倉南区徳吉西二丁目

6371	中曾根26号 線	小倉南区中曾根六丁 目	小倉南区中曾根六丁 目
3896	蟹住129号 線	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
3897	蟹住130号 線	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
3898	竹並100号 線	若松区大字竹並	若松区大字竹並
3899	竹並101号 線	若松区大字竹並	若松区大字竹並
7079	上の原83号 線	八幡西区上の原一丁 目	八幡西区上の原一丁 目
7080	永犬丸223 号線	八幡西区永犬丸二丁 目	八幡西区永犬丸二丁 目
7081	香月西27号 線	八幡西区香月西三丁 目	八幡西区香月西三丁 目
7082	京良城町13 号線	八幡西区京良城町	八幡西区京良城町
7083	黒崎城石4号 線	八幡西区黒崎城石	八幡西区黒崎城石
7084	野面117号 線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目
7085	野面118号 線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目
7086	野面119号 線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目
7087	野面120号 線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目
7088	野面121号 線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目

1 8 9 2	天神 2 1 号線	戸畑区天神二丁目	戸畑区天神二丁目
---------	-----------	----------	----------

北九州市告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
2377	曾根11号線	新	小倉南区中曾根五丁目	小倉南区上曾根三丁目
		旧	小倉南区大字曾根	小倉南区上曾根三丁目
2542	曾根176号線	新	小倉南区中曾根五丁目	小倉南区中曾根五丁目
		旧	小倉南区大字曾根	小倉南区大字曾根
1076	蟹住23号線	新	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
		旧	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
1090	蟹住37号線	新	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
		旧	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
1114	蟹住61号線	新	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
		旧	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
1115	蟹住62号線	新	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住
		旧	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住

2 3 4 8	竹並 5 6 号線	新	若松区大字竹並	若松区大字竹並
		旧	若松区大字竹並	若松区大字竹並
4 8 7 7	堀川町 1 0 号線	新	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町
		旧	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町

北九州市告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
1 1 1 1	蛸住58号線	若松区大字蛸住	若松区大字蛸住
2 3 4 4	竹並52号線	若松区大字竹並	若松区大字竹並
3 5 8 9	田町24号線	八幡西区田町二丁目	八幡西区田町二丁目
4 7 3 0	藤田27号線	八幡西区藤田三丁目	八幡西区藤田三丁目
4 8 6 8	堀川町1号線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町
4 8 7 2	堀川町5号線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町
4 8 7 3	堀川町6号線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町
4 8 7 4	堀川町7号線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町
4 8 7 5	堀川町8号線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町
4 8 7 6	堀川町9号線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町

6 5 2 1	堀川町 1 2 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町
---------	----------------	---------	---------



北九州市告示第438号

北九州市市税条例による申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長（令和2年北九州市告示第330号）の別に告示で定める期日は、次の表の左欄に掲げる期限ごとに、同表の右欄に掲げる期日とする。

令和2年12月15日

北九州市長 北 橋 健 治

期限	期日
令和2年度分の普通徴収に係る個人の市民税の第2期及び第3期に係る納期限	令和3年2月1日
令和2年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	令和3年2月10日
令和2年度分の固定資産税及び都市計画税の第2期及び第3期に係る納期限	令和3年3月1日
上記以外の申告等に関する期限のうち令和3年1月31日までの間に到来するもの	令和3年2月1日

北九州市公告第 8 2 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 条）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
モバイル型イントラネット端末メンテナンスリース契約 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務局行政経営部行政経営課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 2 年 1 1 月 3 0 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
日立キャピタル株式会社九州法人支店  
福岡市博多区店屋町 1 番 3 5 号
- 5 契約金額  
7, 8 9 8 万 5, 5 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するため